

事 務 連 絡  
平成 27 年 3 月 31 日

小児がん拠点病院 御中

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課

### 小児がん中央機関による研修について

平素より厚生労働行政へのご理解及びご協力に感謝申し上げます。「小児がん拠点病院等の整備について」（平成 26 年 2 月 5 日健発 0205 第 4 号厚生労働省健康局長通知）に定められている小児がん中央機関による相談支援に携わる者への研修に関して、平成 27 年度より下記のとおりといたしますので、貴院内への周知をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### ○がん相談支援センター相談員の研修について

「小児がん拠点病院等の整備について」（平成 26 年 2 月 5 日健発 0205 第 4 号厚生労働省健康局長通知）における、Ⅱの 3 の（1）の①に示す小児がん中央機関による研修については、国立がん研究センターが実施するがん相談支援センター基礎研修（1）を受講の後、国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を受講すること。

※「小児がん相談員専門研修」の詳細については、追って国立成育医療研究センターより各小児がん拠点病院にご案内いたします。各小児がん拠点病院の専任の相談支援に携わる者は平成 27 年度中に小児がん相談員専門研修を受講していただきますよう、宜しく願います。

以上